

県立中部病院への米軍車両無断侵入に対する意見書

3月11日午前0時34分頃、本市在の県立中部病院の敷地内に米海兵隊の車両2台が無断で侵入し、病院正面玄関前のガードレールや縁石などを破損して、敷地内のロータリーを走り去って行くという事態が発生した。

県立中部病院は、救命救急センターとして24時間救急車や緊急搬送車両が頻繁に出入りし、救急患者を受け入れている。県民の生命を守る中核病院に米軍の大型車両が深夜無断で侵入することは地位協定違反の疑いもあることから、常識では到底考えられない事態であり、市民や県民の不信感が広がっている。

本市では、平成19年度と平成20年度に県立高等養護学校及び県立前原高等学校に米海兵隊の装甲車や米軍車両が相次いで無断侵入するというあってはならない事件が三度も起きたことから、本市議会では軍用車両が安全であるべき学校敷地内に無断で侵入するという行為に対し、兵員の綱紀粛正、教育の徹底、再発防止等を強く申し入れたところである。

県民にとって極めて重要な施設である県立中部病院に米軍車両が無断で侵入するという事態が発生したことは、米軍の綱紀粛正と再発防止策の実効性がないと言わざるを得ない。かかる県民感情を無視した行動が、病院関係者や市民に不安を与えたことは非常識であり、断じて容認できるものではない。

よって、うるま市議会は県民や市民の生命・財産及び平穏な生活環境を守る立場から県立中部病院への米軍車両の無断侵入に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

1. 無断侵入の詳細と基地間の移動ルートを県民に公表すること。
2. 器物破損により生じた損害は賠償すること。
3. 米軍人の教育と綱紀粛正を真に徹底すること。
4. 実効性のある再発防止策を公表し、兵員に徹底すること。
5. 米軍組織の管理体制と責任を明確にすること。
6. 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月19日

沖縄県うるま市議会

あて先

衆議院議長　　参議院議長　　内閣総理大臣　　外務大臣　　防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣　　外務省沖縄担当大使　　沖縄防衛局長
沖縄県知事　　沖縄県議会議長